

# 事業継続計画

令和3年1月策定

**【概要版】**

社会福祉法人

宇和島市社会福祉協議会

— 目次 —

**第1章 本計画の目的と構成**

1 背景	1
2 基本方針	2
3 構成	2

**第2章 想定災害と業務継続への影響**

1 被害想定	3
(1) 地震・津波想定	3
(2) 風水害	5
(3) 感染症（パンデミック）	6
2 センターへの影響	6
3 各事象に対する想定されるリスク	7
4 来訪者等の帰宅困難者数	7
5 復旧費用見積もり	7

**第3章 非常時優先業務**

1 非常時優先業務の考え方	8
(1) 非常時優先業務	8
(2) 重要業務等ランク	8
(3) 重要業務等の実行基準（地震・津波・風水害）	9
(4) 対策基準（感染症）	9
2 応急対策業務	10

**第4章 重要業務継続のための態勢確立**

1 職員の参集及び安否確認	11
(1) 参集及び参集網作成	11
(2) 安否確認	11
(3) 参集網の見直し	12
(4) 災害発生時の行動	12
2 関係施設との連携	15
3 権限委任	16
4 職員の横断的支援	16

**第5章 業務継続のための勤務環境の確保**

I 地震発生後の勤務環境の確保	17
1 センター	17
(1) 被災状況点検及び補修	17
(2) 昇降機、事務室等に閉じ込められた職員等の救出	17
(3) 各部署の被災状況確認	17
2 ライフライン	17
(1) 電気	17

(2) 上水道	18
(3) 下水道	18
3 通信機器等	18
(1) 情報通信機器等	18
(2) 電話設備等	18
4 火災対応	18
5 帰宅困難者対応	18
6 負傷者等対応	19
II 平素からの勤務環境の確保	19
1 ライフラインの復旧資材等の確保	19
2 電力の確保	19
3 備蓄及び依頼	20
(1) 非常食	20
(2) 飲料水	20
(3) 簡易トイレ	20
(4) 毛布	20
4 什器転倒防止対策	20
5 センターの非構造部材の耐震化等	21
6 情報通信対策	21
(1) 保守業者等との緊急連絡体制の確保	21
(2) サーバ（本体）の移動、転倒防止	21
(3) パソコン及びプリンタの落下防止並びにOAラックの移動防止	21
(4) ネットワーク配線、機器の確保等	21
(5) 個人用端末に保存されている重要データのバックアップ等	21
7 代替施設の確保	21
8 広報	22
9 負傷者対応	22
(1) 救護態勢の確立	22
(2) 医療機材・医薬品の確保	22
(3) 搬送態勢の確立	22
<b>第6章 訓練及び本計画の見直し等</b>	
1 訓練の実施	23
2 評価の実施及び計画の見直し	23
3 職員の業務継続のための備え	24
<b>第7章 資料</b>	<b>25</b>

## 第1章 本計画の目的と構成

### 1 背景

平成23年3月に発生した東日本大震災によって我が国の企業・組織は、巨大な津波や強い地震動による深刻な被害を受け、電力、燃料等の不足に直面した。経済活動への影響は、サプライチェーンを介して、国内のみならず、海外への企業にまで及んだ。この甚大な災害の教訓も踏まえ、今後発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等に立ち向かわなければならない。

東南海・南海地域では、概ね100年から150年の間隔でマグニチュード(M)8クラスの地震が発生しており、次のM8～9クラスの地震の発生確率は、今後30年以内に80%と地震発生の可能性が評価されている。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、東海地域から近畿、四国、九州地域にわたり超広域な地域に膨大な人的・物的被害が発生するとともに、経済被害に関しては220兆円を超えると試算されており、東日本大震災の被害総額(約20兆円)の10倍以上となると予想されている。

内閣府は、昨今の事業継続計画(以下「BCP」という。)普及の低迷状況、東日本大震災やタイにおける水害の教訓、さらには国際動向を踏まえ、事業継続ガイドラインを改めて活用しやすくするため平成25年8月に「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」において「事業継続ガイドライン 第三版」を公表した。

また、近年は、日本中が豪雨災害等にみまわれている。平成29年7月には、九州北部豪雨、平成30年7月には、宇和島市も被害があった西日本豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月熊本県を中心とした豪雨と毎年、何十年に1回級の大規模災害が起こっている。このような大規模災害が発生した場合、ライフラインの寸断や出勤可能な職員数が減少するなど、大きな制約のもとで事業を展開していかなければならない。

宇和島市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、権利擁護や障害福祉、介護保険事業など市民の皆様の生活に直結する福祉サービスを幅広く提供しており、災害発生時であってもできる限り福祉サービスを提供し、ご利用の皆様や市民の皆様の生活を守ることなど重要な使命を担っている。

BCPとは、災害や事故などで被害を受けても、重要な福祉サービスの提供をなるべく中断させない、中断しても可能な限り早急に再開するように事前に取り決めておく計画のことである。提供する福祉サービスにあらかじめ優先度をつけておき、優先度の高いものから継続・早期の復旧ができるようにしなければならない。そのためには、利用者やその家族、地域や社会への影響を考慮して、重要な福祉サービスの中断による影響が深刻化しないように、あらかじめ緊急事態を想定した計画を立て対策を立てておく必要がある。

なお、BCP策定に当たっては、どこか特定の部署に任せるのではなく、職員参加型のワークショップにより行うこととした。これは、実行可能なアクションプランとして策定するためには全部署が関与することが重要であると考えたものである。

## 2 基本方針

南海トラフ発生時及び近年頻発する豪雨災害時には、組織が一丸となって迅速かつ適切に災害対応等の非常時優先業務等を実施する必要がある。従って、非常時であっても、非常時優先業務に加えて、通常の業務を達成できる態勢を保持しなければならない。各種災害等が発生した場合には限られた資源を優先的及び効率的に重要業務に配分するとの視点に立ち、重要業務継続力の向上に努めることとする。

また、社協が運営・管理する宇和島市総合福祉センター（以下「センター」という。）は、津波避難ビル（5階）に指定されている。津波発生時には最大受入れ避難可能人員が500人である特性を踏まえ早期の受け入れ態勢等の確立も重要である。災害時においても職員一人ひとりが自覚と責任ある行動をとり、地域住民の期待に応えなければならない。

なお、本計画の関連施設である吉田支所、三間支所、津島支所、愛生寮、あけぼの園及びみゆき保育園と密接な関係のもと連携して災害時の対応にあたるものとする。

## 3 構成

本計画は、7章から構成される。

第1章は本計画の目的及び構成を、第2章は本計画を策定するに当たって想定する災害及びその災害による業務継続への影響を、第3章は非常時優先業務及び応急対策業務を、第4章は業務継続のための態勢確立（職員の参集要領等）を、第5章は業務継続のための勤務環境の確保を、第6章は教育訓練及び本計画の見直し等を記述する。

## 第2章 想定災害と業務継続への影響

想定は、「地震・津波」「風水害」「感染症」の3種類とし各被害を想定する。

### 1 被害想定

#### (1) 地震・津波想定（南海トラフ巨大地震：宇和島市における被害想定）

根拠：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（平成24年8月29日）

— 強震断層モデルと震度分布について — 強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側の場所に設定、全体的に震度が大きくなり被害が最も大きい「陸側ケース」をモデルに被害を想定

#### ア 地震（南海トラフ巨大地震（陸側ケース）冬深夜）

（ア）死者数 825人（建物倒壊による人的被害）

（イ）負傷者数 4,425人

（ウ）重傷者数 1,511人

#### イ 避難者数（南海トラフ巨大地震（陸側ケース）冬18時 風速：強風）

##### （ア）全避難者数

a 1日後 52,588人

b 1週間後 47,089人

c 1か月後 63,935人

##### （イ）避難所避難者数

a 1日後 34,113人

b 1週間後 33,430人

c 1か月後 19,180人

#### ウ 建物被害（南海トラフ巨大地震（陸側ケース））

（ア）全壊 14,132棟

（イ）半壊 8,549棟

#### エ 土砂災害による人的被害（南海トラフ巨大地震（陸側ケース）冬深夜）

（ア）死者数 6人

（イ）負傷者数 8人

（ウ）重傷者数 4人

#### オ 火災による人的被害（南海トラフ巨大地震（陸側ケース）冬深夜 早期避難低）

（ア）死者数 293人

（イ）負傷者数 129人

（ウ）重傷者数 36人

#### カ 屋内収容物移動・転倒・屋内落下物による人的被害

（南海トラフ巨大地震（陸側ケース）冬深夜）

（ア）死者数 41人

（イ）負傷者数 609人

(ウ) 重傷者数 131人

キ 津波による人的被害(南海トラフ巨大地震(陸側ケース)冬深夜 早期避難低)

(ア) 死者数 1,444人

(イ) 負傷者数 29人

(ウ) 重傷者数 10人

ク ライフライン(南海トラフ巨大地震(陸側ケース)冬18時 風速:強風)

(ア) 電力 停電件数及び停電率

a 直後 停電件数:48,977軒(停電率98.2%)

b 1日後 停電件数:38,869軒(停電率78.0%)

c 2日後 停電件数:30,007軒(停電率60.2%)

d 7日後 停電件数:8,521軒(停電率17.1%)

(イ) 上水道 断水人口及び断水率

a 直後 断水人口:85,079人(断水率99.9%)

b 1日後 断水人口:84,931人(断水率99.7%)

c 1週間後 断水人口:84,045人(断水率98.7%)

d 1か月後 断水人口:53,620人(断水率63.0%)

(ウ) 下水道 支障人口及び支障率

a 直後 支障人口:18,346人(支障率96.9%)

b 1日後 支障人口:15,370人(支障率81.2%)

c 1週間後 支障人口:7,144人(支障率37.7%)

d 1か月後 支障人口:2,612人(支障率13.8%)

(エ) ガス(都市) 支障戸数及び支障率

a 直後 支障戸数:8,100戸(支障率100.0%)

b 1日後 支障戸数:7,990戸(支障率98.6%)

c 1週間後 支障戸数:7,332戸(支障率90.5%)

d 1か月後 支障戸数:5,012戸(支障率61.9%)

(オ) ガス(LP) 被害

a 容器転倒 870戸

b ガス漏洩 613戸

c 容器転倒率 3.6%

d ガス漏洩率 2.5%

(カ) 通信 不通回線数及び不通回線率

a 直後 不通回線数:57,510回線(不通回線率85.1%)

b 1日後 不通回線数:52,882回線(不通回線率78.2%)

c 1週間後 不通回線数:15,243回線(不通回線率22.6%)

d 1か月後 不通回線数:8,764回線(不通回線率13.0%)

(キ) 携帯電話 支障ランク

a 停電率 98.2%

b 不通回線率 6.3%

c 不通ランク Aランク

(ランクA：非常につながりにくい=停電率・不通回線率の少なくとも一方が50%超)

(2) 風水害(宇和島市における警戒区域及び過去の災害状況)

ア 土砂災害警戒区域等の状況

(ア) 急傾斜地の崩壊

a 土砂災害警戒区域 484箇所/県2, 265箇所(21%)

b 土砂災害特別警戒区域 482箇所/県2, 249箇所(21%)

(イ) 土石流

a 土砂災害警戒区域 737箇所/県3, 865箇所(19%)

b 土砂災害特別警戒区域 621箇所/県3, 173箇所(20%)

イ 西日本豪雨災害における宇和島市の被害状況

(引用：「宇和島市復興計画 平成31年3月」及び「平成30年7月豪雨災害による被害状況(第54報：H30.7.24)」)

降水量7月5日～8日の合計

381.5ミリ

状況：7月5日 9：14 大雨(土砂災害)警報

7月6日 4：25 土砂災害警戒情報

7月6日 4：49 洪水警報

7月7日 15：49 洪水警報解除

7月8日 5：50 大雨特別警報(土砂災害)

7月8日 6：10 洪水警報

7月8日 14：50 大雨特別警報(土砂災害)、洪水警報解除

7月9日 6：05 土砂災害警戒情報解除

7月9日 9：55 大雨(土砂災害)警報解除

(ア) 人的被害

死者 13人(災害関連死2名含む)

(イ) 住宅被害

a 半壊 115棟

b 床上浸水 1,478棟

c 床下浸水 519棟

(ウ) 避難者数 129人(避難所数：17)

(エ) 水道(土砂崩れによる埋没)

断水 4,864戸

人口 11,455人

断水が解消された地域でも、水質検査のため飲用できない一部地域有

(オ) ガス 影響なし



(カ) 通信

- a NTT：可
- b ドコモ：可
- c KDDI：復旧

(キ) 電気 すべて復旧（例外：利用者が避難等により不在の場合）

(ク) 鉄道・バス

a JR

特急列車：八幡浜～宇和島運休

普通列車：宇和島～卯之町終日運休

代替バス：八幡浜～宇和島（卯之町のみ停車）、宇和島～窪川（各駅停車）

b バス

高速バス：通常運行

路線バス：一部運休

(ケ) 土砂災害箇所 約350箇所

(コ) 河川被害 99件

(3) 感染症（パンデミック）

ア 被害対象：被害対象は人であり設備・備品・車両等への被害はないが感染症によっては設備・備品・車両等への接触による接触感染を想定する必要がある。

イ 被害の期間：感染症の種類によるが、基本的に長期化することが考えられる。  
不確実性が高く影響の予測が困難である。

ウ 感染被害：職員の感染予防策に大きく左右されセンター利用者への入場時に対する各種対策にも左右される。  
各フェーズにおける各種対策度合いにも左右される。

エ 重要業務継続への重大な影響を及ぼす事項

- (ア) 特定の職員への依存
- (イ) 前項における重要業務マニュアル化の未実施
- (ウ) 一部署における集団感染発生
- (エ) 感染防止に関する衛生資材が充実していない。

2 センターへの影響（地震・津波想定）

センターにおける想定される影響・被害（ライフライン等）

(1) センター

耐震性が確保されており、設備等を含め大きな被害はないが、センターの一部が使用不能になることも想定

ア 一部破損想定箇所：外壁タイル等の剥落（正面玄関除く全面）、ガラスブロック破損・落下、内壁の剥落、エレベータ停止、窓（ガラス）破損

イ 構造物への影響

(耐震性が高い：昭和57年以降の構造物であり耐震性あり)

センター設立日：平成4年2月

震度6強：壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂が多くなる。

震度7：壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂がさらに多くなる。

1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものもある。

## (2) 電気

停電は、1週間継続、復旧までは非常用発電機の使用により1時間程度連続使用が可能であるが、継続的使用には燃料補給が必要となる。非常用発電機で使用できる範囲は、消火設備、エレベータに限られ、空調・コンセントからの電源供給等は使用できない。非常灯は機器に付属しているバッテリー（容量20分程度）で作動する。

## (3) 上水道（飲料水、トイレ）

途絶は、1ヶ月以上（断水率：1週間後＝98.7%、1か月後＝63.0%）

## (4) 下水道（トイレ、給湯室等）

下水道の利用支障は、1週間継続（支障率：1週間後＝37.7%）

## (5) 情報システム

転倒等によりパソコン、プリンタ、サーバの損傷が想定される。

OAシステムは、データ破壊があった場合は、復旧できる人員の有無により復旧時間に影響がある。

ただし、サーバ（本体）が壊れた場合は、長期間使用不可となる可能性あり。

## (6) インターネット

停電に起因しインフラが破損した場合は復旧に、2週間以上かかると想定される

## (7) 電話

一般電話は、1週間程度不通（不通回線率：1週間後＝22.6%）

## (8) 什器

転倒・落下・移動防止策を講じていない場合のけが人発生率は約30～50%

## 3 各事象に対する想定されるリスク

各事象に対する想定されるリスク（別紙第1）は、社協対策本部（以下「対策本部」という。）に掲示する。

## 4 来訪者等の帰宅困難者数（南海トラフ巨大地震（陸側ケース））

センター利用定員等により、最大来場者数は約500人と見積もられるが、平日勤務時間中の1日平均来場者数は約100人となる。そのため、地震発生時においては、約100人程度の来訪者が帰宅困難者となると想定される。

## 5 復旧費用見積もり

復旧費用見積もりは、別紙第2参照

### 第3章 非常時優先業務

#### 1 非常時優先業務の考え方

##### (1) 非常時優先業務

災害等の発生及び発生が緊迫している場合には、限られた資源を非常時優先業務に集中的に投入させる必要がある。

非常時優先業務（以下「重要業務等」という。別紙第3）には、非常時重要業務（以下「重要業務」という。）及び非常時特別業務（以下「特別業務」という。）に分類する。

##### ア 重要業務

重要業務の種類については、別紙第3（区分A・Bをいう。）のとおりとする。

重要業務継続は、災害時においても福祉サービス利用者の利益保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的としており、災害発生に係る応急対策業務（※1）を行っている間であっても、当該目的のための重要業務を継続する必要がある。

各種災害対応業務に人員等を割く場合であっても、社会福祉の推進・増進に関する業務等を実施するとともに、何らかの事案が生じた場合に直ちに対応できるよう、必要な態勢を維持する。

※1 応急対策業務＝災害発生時における避難誘導、機能維持応急対策、負傷者対応、2次災害対応等

##### イ 特別業務

特別業務の種類については、別紙第3（区分Cをいう。）のとおりとする。

災害発生の日時・種類によっては、特別業務である各種業務の態勢の確立に大きく影響が及ぶことが考えられる。そのため各種業務の開始条件を明確にする。

##### ウ 細部計画の作成

災害発生後は、相当の混乱が予想される中で的確に重要業務等及び応急対策業務を遂行できるようにするため、各部署において個人別に非常時に実施すべき業務を時系列で整理し、これを職員で共有することが効果的である。

このため、各部署は、非常時における対応要領を規定した「対応要領細部計画」（別紙第4）を作成し、事務室等で共有するため見える化（掲示等）する。

##### (2) 重要業務等ランク

重要業務等ランクについては、次表のとおりとする。

ランク	継続開始基準	備考
A	常時継続業務	別紙第3「重要業務等」
B	2日以内復旧・継続業務	別紙第5「重要業務等ランク」
C	4日以内復旧・継続業務	〃
D	7日以内復旧・継続業務	〃

優先順位又は出勤率に基づき、優先的に重要業務等の復旧・継続等に着手する。

ランク付けについては、上記のとおりとするが、継続的な見直し、追加、削除等は、訓練等の場面を使用し分析・評価を行い適切なリスク管理を行う。

(3) 重要業務等の実行基準（地震・津波・風水害）

重要業務等に関する実行基準（復旧・開始）の時期、態勢、決心等は別紙第3のとおりとする。

重要業務復旧・開始等に関する見直しは、訓練等を通じて定期的に修正を行う。

新規重要業務等が発生した場合は、その特性を踏まえて総合的に判断し決定する。

(4) 対策基準（感染症）

ア 対策基準表

パンデミック時における重要業務の開始時期等は、別紙第3を参照するとともに次表の対策を行う。

レベル	警戒 レベル3	警戒 レベル2	警戒 レベル1	警戒 レベル3-1
感染期	国内感染期	国内発生早期	海外発生期	小康期
感染速度 (発生から)	4週間後～ 一定期間	2週間後 ～4週間	0～2週間	国内で宣言等 があった場合
状態	国内で接触歴 が疫学調査で 追えなくなった状態	国内で発生し ている状態	海外で感染症 が発生した状 態 国内で発生し ていない状態	発生が減少し 低い水準状態 (一部では感 染が続く)
本所	A	B	C	A
総務係 事業管理係	A	B	C	A
地域福祉係	A	B	C	A
訪問介護	A	A	C	A
通所介護	A	A	C	A
訪問入浴	A	A	C	A
居宅介護	A	A	C	A

A：センター＝関係者以外入場禁止（市内の感染状況により）、全入場者検温・手指消毒実施、施設内各所に消毒液設置、定期的消毒・換気の実施、濃厚接触者等の入場禁止、感染拡大地域からの移動者の入場禁止、会

合等参加の届け出、会場貸出等の中止

職員等＝マスク着用、出勤前後検温、手指消毒の実施、感染拡大地域への移動禁止、家族体調不良者の報告（状況により出勤停止）、感染拡大状況（市内）により公共機関利用者の制限

B：センター＝入場制限、全入場者検温・手指消毒実施、施設内各所に消毒液設置、定期的消毒・換気の実施、濃厚接触者等の入場禁止、感染拡大地域からの移動者の入場禁止、会合等参加の届け出、会場貸出等の一部制限

職員等＝マスク着用、出勤前後検温、手指消毒の実施、感染拡大地域への移動禁止

C：センター＝消毒資材等準備、検温資材の準備、換気の実施

職員等＝早期マスク購入・手指消毒等の実施

## イ 感染症種類

### （ア）新型インフルエンザ

特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、遺伝子の変異によって人の体内で増えることができるように変化し、さらに人から人へ効率よく感染するようになったインフルエンザをいう。毎年流行する季節性インフルエンザと異なり、未知のウイルスであるため、ほとんどの人は免疫を持っておらず、容易に人から人へ感染して拡がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。

### （イ）新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られた感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### （ウ）新型インフルエンザ等

感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速に蔓延するおそれがあるものに限る）をいう。

## 2 応急対策業務

### 災害時の応急対策業務

避難行動をとるとともに安否確認、職員参集、人命救助、負傷者対応、避難誘導（職員・来訪者・地域住民等）、重要業務に関する業務データ・資料・システム等の搬出、勤務環境確保を行う。

## 第4章 重要業務継続のための態勢確立

### 1 職員の参集及び安否確認

#### (1) 参集及び参集網作成（別冊第1「参集網図」）

##### 参集要員の指定

参集網において1型、2型及び3型の体制を確立させる。

会長は、各種災害に対して早期の態勢確立及び情報収集を行うため1型要員をあらかじめ指定する。

事務局長は、本計画で抽出した重要業務等及び応急対策業務を遂行するために必要な職員をあらかじめ2型要員として指定する。

大規模災害時等には、各地における被害、交通機関の機能停止が予想されるとともに、地形等の特性を踏まえセンターから10km以遠の居住者の参集は困難であると想定される。このことから、2型への参集要員は、センターから10km以内に居住する職員及び重要業務等の継続に、直接的に関係する職員から指定することを基準とする。2型要員の参集率は、重要業務継続態勢確立に極めて重要であるため参集において被災、負傷等の理由により参集できない可能性があることを前提として参集網を策定する。

ただし、センターから10km以遠に居住する職員であっても、重要業務等実施のために必要な職員は、2型参集要員に指定することもできる。

1型及び2型以外の職員は各部署の長の指定により3型要員に指定する。

3型における参集網の作成に当たっては、重要業務等の内容及び分量並びに職員の通勤経路・距離・手段、家族構成等を考慮して、参集網内の順位を構成し確立する。

また、重要業務等の量が多く、参集要員数が不足する部署がある場合には、当該部署以外の職員から参集要員をあらかじめ指定することもできる。

#### (2) 安否確認

##### ア 安否確認及び集計

##### (ア) 担当者の指定

本計画に従って安否確認情報及び参集状況を集計するために必要な職員（以下「安否確認担当者」という。）を指定する。安否確認担当者の指定に当たっては、2型要員の総務係を基本とするが他の係から要員を指定（支援）する場合は、総務係同様に職員の通勤距離を考慮する。

##### (イ) 集計

安否確認担当者が到着するまでは、1型要員が集計する。

安否確認担当者は、「職員安否確認表」（別紙第6）、「家族安否状況表」（別紙第7）のもと全職員の安否状況を把握する。

各安否確認表のほか、人員集計表を集計する。

人員集計表は最新状況が把握できるように対策本部へ掲示し逐次、修正する。

人員集計表は次のとおりとする。

人員集計表					
	○月○日○時現在				備考
各部署	定数	出勤者数	未出勤者数	参集率	内連絡途絶人数等
役員等				%	
事務局				%	
総務係				%	
事業管理係				%	
地域福祉係				%	
訪問介護				%	
通所介護				%	
訪問入浴				%	
居宅介護				%	
全体				%	

### (3) 参集網の見直し

人事異動等があった場合には、速やかに参集要員及び安否確認担当者等の見直しを行う。

異動に伴い早期に参集網における参集訓練（電話のみ）を行う。（細部実施要領は、事務局長計画）

### (4) 災害発生時の行動

ア 勤務時間外に災害が発生した場合の行動

(ア) 参集要員の行動

a 参集基準

下記の条件が発生（発令）した場合は、各職員は自動参集を行う。

また、対策本部は、災害の状況を総合的に判断して、あらかじめ参集網（電話）により参集を開始することもできる。

(a) 1型要員：南予地区震度5強、警戒レベル3

（事務局長が必要と判断するとき）

(b) 2型要員：南予地区震度6弱、警戒レベル5が予想される場合※

対象職員が参集できない場合は、部署ごとの下記連絡員数を確保できるようにすること

(c) 3型要員：南予地区震度7、警戒レベル5が予想される場合※

※予想される場合とは、警戒レベル4が発令され1型要員が判断した場合とする。なお、警戒レベル4においての移動は極めて危険性を伴うため対策本部は参集範囲（基準）をあらかじめ決定しておく

b 参集における報告及び自動参集

参集網により参集される場合は、災害の情報を把握し、現時点における家族を含めた安否情報を参集網により次職員に報告する。2型・3型参集網列最後の職員は参集網の内容（安否確認等）及び連絡がとれなかった職員等の情報を対策本部等へ報告する。

連絡手段は、以下のとおりとする。

2型要員の連絡先：1型要員

3型要員の連絡先：2型要員（安否確認担当者）

連絡にはセンター代表電話番号、メール等の方法・手段で報告する。

参集基準により自動参集を開始する場合は、通信網の途絶、参集網の開始が遅れること等が予想される。そのため、参集基準を満たした時点で指示を待つことなくセンターに各移動手段により移動を開始する。

報告できなかった場合も、まず参集を開始し、安全を確保できる状況の場合のみ随時、報告を試みる。

参集前においては、各種情報を入手し2次災害、余震、土砂災害等に特に注意して移動の判断を各職員単位で行う。移動が難しいと判断した場合は、各種手段を利用し安否確認担当者へ報告を行う。対策本部においても各種情報を入手し参集の危険性がある職員については、参集を中止させる。（平時における各職員の居住地・通勤経路の特性を踏まえ参集基準を設定しておく）

特に、夜間において徒歩・自転車等で移動する職員は、停電や路上における障害等が予想されることから、負傷しないための措置をしつつ、照明器具（懐中電灯等）等の万全なる体制のもと移動させる。

本人又は家族が負傷したときなど参集できない場合には、参集網での伝言及び各部署に連絡し今後の指示を仰ぐ。

c 参集に伴う物の準備

本人用の飲食物、着替え、日用品等を7日分（基準）携行し移動開始する。

（可能な限り事前の準備をさせる：更衣室等へ保管）

冬期の場合は防寒対策に留意する。

d 参集後の行動

全職員参集後は、対策本部に到着した旨を報告する。

名簿のみで到着を把握することなく、顔を見せ到着確認を相互に行う。

その際に、安否確認担当者は随時参集率の集計を行い把握する。

到着後は、所属部署の長等の掌握下に入り重要業務等に直ちに着手する。

(イ) 非参集要員の行動

非参集要員は、家族を含めた安否情報の把握をしておき、連絡が取れる態勢をとって自宅等で待機し、参集基準及び参集網の連絡により参集及び待機する。

待機の間、自宅周辺での救出・救助活動や避難者支援に携わるなどの協力に積極的に取り組むこともできるが連絡手段の確保を維持し行動する。

非参集要員は、家族の状況等の安全が確保でき参集網で連絡があった場合は、速やかに参集網をまわし移動を開始する。

参集基準を満たした場合も、速やかに移動を開始する。

到着後は所属部署の長等の指示を受けつつ、重要業務等の支援に直ちに着手する。



## イ 勤務時間内に災害が発生した場合の行動

### (ア) センター内外で勤務中の職員

勤務時間内に災害が発生した場合は、指定場所に避難及びセンター内外で待機し、状況把握、指示受けをできる態勢をとる。部外で勤務中の職員は連絡を密にするとともに関係者等の安全を確保する。あらゆる手段を利用し2次災害の情報を得るとともに業務継続判断を行い、状況を報告する。

全職員あらゆる手段を駆使し家族等へ連絡を行い、安否確認を行う。

B C Pが発動された場合は、家族の安否を確認しつつ、重要業務等を遂行する。休暇等の職員に対して各部署は、本人へ連絡をとり速やかに安否確認を行い取りまとめて対策本部へ報告する。

### (イ) 非参集要員の行動

休暇、代休等の職員も参集基準にもとづき、待機及び移動開始する。

非参集要員は、家族を含めた安否情報を把握しておき、連絡が取れる態勢をとって勤務場所及び自宅等で待機する。

休暇、代休等により自宅等での待機の間は、自宅周辺での救出・救助活動や避難者支援に携わるなどの協力を積極的に取り組むことができるが、連絡手段の確保を維持し行動することとする。

非参集要員は、家族の状況等の安全が確保でき参集網で連絡があった場合は、速やかに参集網をまわし移動を開始する。

参集基準を満たした場合も、速やかに移動を開始する。

到着後は所属部署の長等の指示を受けつつ、重要業務等の支援に直ちに着手する。

## ウ 職員の安否確認及び参集状況の把握

職員及びその家族の安全確保は、業務継続の第一歩である。

各部署は、地震発生時に職員及びその家族の安否確認を迅速に行う態勢を確保し、職員に周知徹底する。

地震が発生した場合、参集基準及び電話参集により速やかに参集を行う。

職員は、本人及び家族の安否情報をセンター代表アドレス及び各部署へのメールアドレスに安全を確保したのち速やかに報告する。状況に応じ、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板サービス等の連絡方法により連絡を行う。電話参集時は次職員へ安否確認状況等を報告し参集網を回す。

風水害において、警戒レベル参集基準を満たした場合は、自動的に参集が開始される。風水害等で事前に1型及び2型参集者等が参集されている場合で、参集網（電話）にて参集が開始される場合は、対策本部及び安否確認担当者は、あらかじめ「職員名簿」別紙第8及び「役員等連絡一覧表」別紙第9を準備しておく。

また、勤務時間中に地震が発生した場合に家族の安否確認を早期に行えるよう、職員に対し、平素から家族内で携帯メール、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板サービス等の連絡方法を確認しておくよう周知徹底する。

(ア) メール安否確認方法（一例）

地震の発生等で電話が不通となった場合（参集網が機能しない場合）

- 個々の職員は、携帯メール等からセンター代表アドレス等に安否状況を送信する。
- 対策本部要員及び安否確認担当者は到着後、パソコンを起動し、各職員の安否情報を把握する。

安否確認メール記述要領

件名：職員氏名

本文：①職員安否（無事、負傷）、②同居家族安否（無事、負傷+人数、未確認）、  
③参集可否（可能、不可）、④出勤到着予定時間・手段、⑤その他連絡事項  
※②は同居家族のない場合は省略することも可。

例：本人無事、同居家族なし、参集可能の場合

「〇〇課氏名、無事、（同居なし、）参集可能、1時間後・自転車、経路上土砂災害可能性あり」

例：本人無事、同居家族1名負傷、参集不可能の場合

「〇〇課氏名、無事、（同居）家族1名負傷、参集不可能、病院へ搬送予定」

(イ) 参集網（電話）方法（一例）

災害の発生等で電話（参集網）がまわってきた場合

参集網図に準じて電話をまわす。

次職員に連絡がつかない場合は、超越し次々職員へ連絡する。その際に次々職員は、前者が繋がっていない旨を次職員へ伝える。

あわせて当該職員の参集網図列の職員の被災状況等を伝える。

参集網図列、最後尾職員は、参集準備をしつつ各列の安否状況等を対策本部代表電話等に連絡する。

例：（最後尾の職員以外）「〇〇（氏名）です。南予地区震度6強のため安全を確保しつつ参集を開始してください。

私の家族等は異常ありません出勤開始します。次職員へ連絡をお願いします。」

例：（最後尾の職員）「〇〇（本人名）です。〇〇職員に連絡が繋がっていませんが他の職員は全員無事で参集を開始しております。」

※途中で連絡が途絶えている職員へは、対策本部及び各部署が逐次連絡をとる

## 2 関係施設との連携

重要業務等の遂行に当たっては、対策本部は支所等との間で、必要な情報を共有し、有機的な連携協力を図ることにより、重要業務等の機動的かつ効果的な連携を図る。

### 3 権限委任

災害発生後には役員等が被災及び事故等により不在になる場合が考えられるが、役員等が不在の場合でも重要業務等が迅速かつ適切に遂行されるよう、権限委任の体制を確立させておく。

下記の権限委任表に基づき職務代行者をあらかじめ定めておくものとする。

権限順位	役職
1	会長
2	常務理事
3	事務局長
4	課長
5	係長
6	各部署責任者
7	各部署勤務者順位

### 4 職員の横断的支援

重要業務等に従事する職員が不足する場合には、各部署横断的支援を行い職員の参集状況を踏まえ、その都度、対応を検討する。

## 第5章 業務継続のための勤務環境の確保

災害発生から1週間、職員が終日、重要業務等を実施することができるよう、施設の耐震安全化、電力及び通信・情報システムの確保、物資の備蓄等を推進し、平素から重要業務等に係る勤務環境を確保する。

### I 地震発生後の勤務環境の確保

#### 1 センター

##### (1) 被災状況点検及び補修

南海トラフ巨大地震以外における地震想定では、設備等を含め、センターに大きな被害はなく、施設としての機能は確保されと考えられる。

地震発生後、対策本部及び各職員は、二次災害の防止及び施設使用の可否を判断するため、施設の一斉点検を実施し、被害状況を早期に把握するとともに必要な処置を講じる。

各部署の窓ガラス等が破損した場合は、ガラスの飛散や風雨等により業務環境が著しく阻害されるため、時間に余裕がある場合に限り総務課はシートや合板等で応急復旧を行う。軽易な補修及び総務課の対応に遅れ等が生じる場合は、部署単位で応急復旧を行う。

##### (2) 昇降機、事務室等に閉じ込められた職員等の救出

職員等が昇降機内に閉じ込められた場合には、昇降機の維持管理委託業者に対して可能な限り早期に要請し、必要な処置を講じる。

受託業者から派遣された専門技術者の到着は、南海トラフ巨大地震時には、大きく遅延が予想されるため救出実施講習を受講した職員(休日は管理人等)が救出を行う。

また、職員等が損壊建物内や事務室等に閉じ込められた場合には、各職員が救出用器材等を使用し、救出を行う。

なお、救出用器材(パール・ジャッキ)については、5階備蓄倉庫(基準)に常備する。

##### (3) 各部署の被災状況確認

各部署は、各部署の被害状況の確認と使用の可否を判断し、各部署への立入りの可否が分かるよう入口等に表示を行う。

施設等の応急復旧作業が実施できるよう、各部署は、被災状況を取りまとめて速やかに対策本部に提出する。

#### 2 ライフライン

##### (1) 電気

地震発生等により電力が途絶した場合、非常用発電機が自動起動し、施設内の消火設備、エレベータにのみ電源が供給され、非常灯は機器に付属しているバッテリーで作動する。空調等は使用できないため、冬期においては防寒対策が必要となる。

災害発生後、対策本部は、総務課に施設内の配電盤やケーブル類等電気関連の点検を実施させ、異常が見つかった場合には速やかに各職員に周知するとともに電源供給停止等の処置を行い、二次災害の防止を図る。

#### (2) 上水道

地震発生後、センターへの上水の供給が自動的に停止した場合、対策本部は、総務課に施設点検を実施させ、異常がなければ供給を再開する。

なお、上水の補給が途絶した場合は、備蓄した飲料水で対応する。

#### (3) 下水道

地震発生後、対策本部は、市に公共下水道への放流の可否及びセンター内の各系統排水管の被災状況を確認したのち、トイレや給水設備を使用する。

センター内の排水管等に損傷が生じた場合は、一部のトイレが使用不能となるため対策本部は早期に災害用簡易トイレを準備する。

対策本部は、トイレの使用可否が分かるように表示を行う。

### 3 通信機器等

#### (1) 情報通信機器等

地震発生後、総務課は、速やかに情報通信機器の被害状況を確認し、被害が発生した場合は早期復旧に努める。

書類の散乱、什器の移動、転倒等によりHUB及びLANケーブルの状況が確認できない場合は、重要業務等を実施するための必要最小限のパソコンがネットワークに接続できるよう可能な範囲で復旧をする。

#### (2) 電話設備等

地震発生後、総務課は、速やかに有線電話通信設備等（光ケーブル、LAN設備、ケーブル設備及び放送設備）の被害状況を確認し、被害が発生した場合は早期復旧に努める。

### 4 火災対応

火災を発見した職員は、直ちに大きい声で近傍の者に支援を願い、対策本部に「場所」、「状況等」を通報し、周辺に火災発生を知らせる（自動火災警報装置が周辺にある場合は、発信機ボタンを押し通報する。）とともに、消火器又は屋内消火栓を使用して初期消火を行う。各部署は安全を確保しつつ「非常持ち出し一覧」（別紙第10）にもとづき示された場所に搬出する。

### 5 帰宅困難者対応

平日勤務時間中に地震が発生した場合、約100人程度の来訪者が帰宅困難者になると想定される。周辺の被害状況が明らかでなく、危険が伴う可能性がある状況で帰宅困難者を退去させることは適切でないため、対策本部は、滞在を望まない者を除き、帰宅困難者をセンターの適切な場所に誘導・避難させる。

しかしながら、2次災害等の可能性が切迫している場合は、滞在を望まない者も適切な避難行動をとらせる。対策本部は「帰宅困難者名簿」（別紙第11）により帰宅困難者数を把握する。

また、負傷者が発生した場合は、救護室に搬送及び誘導する。

帰宅困難者の一時避難場所は、4階ホールを基本とするが重要業務等の実施の妨げにならないようにするとともに、センターの被災状況等の施設点検を行った上で対策本部が指定する。

また、帰宅困難者避難場所の巡回や各支援を行う。

帰宅の時期については、周辺の被害状況等を総合的に判断し対策本部が決定する。

## 6 負傷者等対応

地震等によるセンターの負傷者（来訪者を含む。）の救護は、付近に居合わせた職員等が速やかに対応する。

センター内の負傷者に対する応急処置は、安全を確保しその場で対応する。

状況を判断して救護室（3階：多目的室）へ搬送する。

死亡者が発生した場合は、3階和室（西）を基準とし遺体安置場所として使用する。

また、センターが被災し救護室等が使用できない場合には、仮設テント等により救護所及び遺体安置場所を設置する。

救護室は、基本的に看護師等で編成するが、重要業務継続を考慮し複数組を臨時編成する。各部署の重要業務継続状況も考慮し対応するものとする。

センター周辺の病院（民間を含む。）に負傷者を搬送する場合は、使用可能な車両等を使用するかを判断し対策本部が重要業務継続を総合的に判断し決定する。

センター周辺地域における医療機関の情報を収集し「近傍医療機関連絡先一覧表」（別紙第12）を作成し対策本部へ掲示する

## II 平素からの勤務環境の確保

### 1 ライフラインの復旧資材等の確保

総務課は迅速にセンターのライフラインの復旧作業が行えるよう、復旧資材及び救出用器材（バール等を含む。）を計画的に確保する。

### 2 電力の確保

電力の途絶の間は非常用発電機で対応する必要があるが、消火設備、エレベータのみの供給であるため運搬式発電機により、重要業務等継続に必要な電力を確保する。

各部署の重要業務等遂行に支障を来さないよう、早期に発電機の計画的な確保を行う。

（現非常用発電機：連続使用時間1時間）

平時より、訓練場面等をとらえて全職員を対象として、燃料給油及び始動操作要領を教育する。

燃料貯蔵に関しての場所、保管要領、保管場所の位置、保管場所鍵の保管場所等を整備し全職員で共有しておく。

### 3 備蓄及び依頼

備蓄品一覧表（別紙第13）に基づき、定期的に備蓄品の維持・管理を行い、訓練等を通じて使用、消費、現状把握及び使用方法を全職員に把握させる。

なお、センターは一般避難所の指定を受けているため、最大避難者数に対応し得る必要想定数を、宇和島市（災害対策本部）と連携し備えるものとする。

#### （1）非常食

非常食の必要量は、職員及び帰宅避難者数分を見積り当初3日分確保する。

必要想定数：帰宅困難者数約100人×3食×3日＝900食

依頼先：宇和島市災害対策本部保健福祉部福祉班

事後、避難者数の変動に応じてその都度、依頼する。

#### （2）飲料水

飲料水の必要量は、職員及び帰宅避難者数分を見積り当初3日分（消費の目安は一人一日3L）確保する。

必要想定数：帰宅困難者数約100人×3L×3日＝900L

依頼先：宇和島市災害対策本部保健福祉部福祉班

水が必要な非常用糧食については、適切な見積りを行い、飲料水量とあわせた必要数の把握を行う。

#### （3）簡易トイレ

公共下水道本管が損傷を受けた場合はトイレの使用ができなくなるため、職員及び帰宅避難者数を見積り、1週間程度の災害用簡易トイレを確保するよう検討する。

また、指定避難所として仮設トイレの提供について、事業者との協定の締結を推進する等の措置を検討する。

必要想定数：帰宅困難者数約100人×1週間分（7セット）

【災害用簡易トイレP型1セット 1, 100回分】

#### （4）毛布

冬期に災害が発生した場合において、空調が機能しないときや窓ガラスが破損したときは、相当の寒さが予想されるため、防寒対策として、職員及び帰宅避難者数の見積り必要枚数（1人2枚基準）を確保し維持管理する。

必要想定数：帰宅困難者数約100人×2枚＝200枚

### 4 什器転倒防止対策

地震により什器（書庫、事務機器等）が転倒、移動又は落下した場合、それ自体が故障の原因になるとともに、内容物の散乱や事務機器等の破損により業務の継続に重大な支障を来すことが考えられる。

それらを未然に防止するため、各係等の長は、次の措置が行われるよう指導する。

（転倒・落下・移動防止策を講じていない場合のけが人の発生率は約30～50%）

- （1）不安定な什器で転倒及び移動のおそれのあるものは、転倒及び移動防止のための固定具により壁面、床面等に固定する。
- （2）前記の固定が困難な場合は、什器を安全や破損防止に配慮してレイアウトするよう努める。
- （3）什器の上部に、重量物など落下被害のおそれのあるものを置かないよう指導し、常時点検する。

## 5 センターの非構造部材の耐震化等

センター内における天井、外壁タイル等の非構造部材について耐震化等の点検を行う。

## 6 情報通信対策

### (1) 保守業者等との緊急連絡体制の確保

総務課は、地震発生後、情報通信機器等の早期復旧ができるよう、保守サービス業者との緊急連絡体制を確保する。

### (2) サーバ（本体）の移動、転倒防止

総務課は、サーバ本体の転倒防止策として、床スラブ固定にする等の措置を行う。  
津波対策のため上層階へ搬送することも考慮し固定措置を行う。

### (3) パソコン及びプリンタの落下防止並びにOAラックの移動防止

総務課は、次の措置が行われるよう指導するとともに、パソコン及びプリンタの落下防止用粘着ゴム及びストッパー並びにOAラックのキャスター固定金具を計画的に確認する。

ア パソコンやプリンタの落下防止策として、耐震ゴムやストッパーにより机上やOAラックの棚板に固定する。

イ OAラックの移動防止として、床固定金具でキャスターを固定し、設置場所によっては壁面に固定する。

また、OAラックの下段にも機器等を収容して重心を下げるとともに、上段に落下しやすいものを設置しないようにする。

ウ 地震動によりパソコン等が移動した場合、テンションが掛かり、LANケーブルが破損する場合があるため、LANケーブルには余長を持たせる。

### (4) ネットワーク配線、機器の確保等

総務課は、各部署に設置しているHUB及びLANケーブルの破損に備え、必要に応じ、予備のHUB及びLANケーブルを計画的に確保する。

### (5) 個人用端末に保存されている重要データのバックアップ等

#### OAシステム

総務課は、個人用端末に保存されている重要データについて、バックアップされる体制を可能な限り確保する。

なお、個人用端末内に重要業務遂行上必要なデータ等を保存する場合は、地震発生時に職員と長時間連絡がつかないことも予想されるため、あらかじめ全パソコンのパスワードを総務係長は把握しておき、その管理には徹底を図る。

## 7 代替施設の確保

地震発生時にセンターの全部又は大部分が使用不能となった場合、三間支所を社協本所の代替地として活用し得るよう、所要の整備等を進めることとする。

なお、三間支所を拠点とする場合は、支所等との間の通信・移動手段を確保する。



## 8 広報

地震発生後、市民への情報提供を継続するため、広報担当部署は、一部の職員がマニュアル等に基づきホームページ更新作業を円滑に行えるように措置する。

また、広報担当部署は、愛媛県社会福祉協議会ホームページ及び宇和島市ホームページに掲載する情報についての関連性を持たせるため掲載内容を事務局長等は検討する。

## 9 負傷者対応

### (1) 救護態勢の確立

総務課は、地震発生時に速やかに負傷者対応を行うため救護室を設置する。救護室の編成（救護班、搬送班の振り分け等）について救護マニュアルを策定する。

また、救護室等が使用できない場合に備えて、対策本部は、あらかじめ仮設テントを確保し救護室勤務者に維持管理させる。

### (2) 医療機材・医薬品の確保

地震発生時の負傷者対応のため、救護室の開設に必要な医療機材（担架、毛布等）及び医薬品（消毒液、包帯等）を計画的に確保する。これらの医療機材及び医薬品は、容易に持ち出せる状態で、救護室等の適切な場所に保管する。

### (3) 搬送態勢の確立

地震発生時の負傷者搬送先として活用できるよう、センター周辺の医療機関の診療態勢等をあらかじめ情報を整理し、対策本部資料として「近傍医療機関連絡先一覧表」（別紙第12）を準備しておく。

また、医療機関所在地を地図上に表示し、より効果的な対応ができる体制を確立しておく。

## 第6章 訓練及び本計画の見直し等

### 1 訓練の実施

本計画を実効性あるものとするために平素から定期的に訓練を行う。

全職員が業務継続の重要性を認識し、災害発生時において各職員及び各部署がとるべき行動を把握しておくことが重要である。各部署は、災害発生時に的確に本計画を実行できるよう、本計画を全職員へ周知し各部署は、非常時における対応要領を規定した細部計画についても周知に努める。

また、全体又は部署ごとに、災害を想定した訓練を定期的実施し、業務継続力を強化する。訓練の実施要領は、事務局長が定めるものとする。

(訓練の例)

- 職員参集訓練（電話参集～到着まで）
- 職員参集網訓練（参集網図による電話参集訓練：電話のみ）
- 職員安否確認訓練（震度3～4発生時に参集網図に基づき職員安否確認訓練を行う）
- B C P 訓練：南海トラフ発生版
- B C P 訓練：風水害版
- B C P 訓練：パンデミック版
- B C P 訓練：大規模停電版

上記各種訓練を行う場合は、訓練開始時間等により人件費の発生、家庭的環境における不参加者、公共機関停止時間帯における不参加者等の様々な課題をクリアする必要があるが、可能な範囲で定期的訓練を行えるよう考慮し計画する。

### 2 評価の実施及び計画の見直し

重要業務等が、より効果的に実施されるようリスク管理を行う。そのため、B C P 担当者等は、本訓練の実効性について評価を行い、機能するB C Pを維持するため適宜（年2回以上を基準）見直しを行う。

訓練実施時期・回数は下記のとおりとする。

- (1) 人事異動後
- (2) 新規職員採用後
- (3) 年1回以上各訓練を実施する「職員参集訓練」、「職員参集網訓練」、「職員安否確認訓練」
- (4) 年1回以上B C P 訓練（訓練規模は、その都度事務局で検討する）
- (5) その他会長等が訓練実施の必要性を認めた場合
- (6) 各種対応訓練項目に際して発生が予想されると判断された場合

また、上記に関するB C P 検討会を6月（台風シーズン前）及び11月（冬期前）を基準に開催するものとする。

### 3 職員の業務継続のための備え

地震発生時に、各職員が安心して業務継続のための行動をとれるようにするためには、各職員及びその家族の安全確保が重要であり、平素から次のような備えが必要である。

- (1) 家族で避難場所や避難経路を確認しておくこと。
- (2) 非常持出品をリュックサック等にまとめておくこと。
- (3) 家具類の転倒・落下防止対策を講じておくこと。
- (4) 家族の安否確認手段を確認しておくこと（災害伝言ダイヤル等の活用）

特に、参集要員においては、参集を想定した備えが必要であり、歩きやすい靴、雨着（防寒具）、帽子、手袋、飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ等の準備を推奨する。

また、参集訓練等の機会を利用して、安全な参集経路を設定・確認しておくとともに、障害となり得る橋、高架、老朽ビル等の位置を把握しておくものとする。さらに、職場においても、歩きやすい靴や飲食物を各職員が確保しておくことを推奨する。

- (5) 平時より家族等へ災害時には出勤する必要性を努めて理解してもらう必要がある。

その際の子供・祖父母等と同居している職員については、災害時の預け先等の腹案、調整が必要であり、状況によってはセンターにて受入れる体制づくりを確立しておく。

また、各職員の家族構成状況等を名簿等により把握しておく。

## 第7章 資料

下記に関する別紙、資料及び別冊は対策本部用に掲示できるよう準備する。

- 別紙第1 「各事象に対する想定されるリスク」 (第2章第3項関係)
- 別紙第2 「復旧費用見積もり」 (第2章第5項関係)
- 別紙第3 「重要業務等」 (第3章第1項関係)
- 別紙第4 「対応要領細部計画書」 (第3章第1項関係)
- 別紙第5 「重要業務等ランク」 (第3章第1項関係)
- 別紙第6 「職員安否確認表」 (第4章第1項関係)
- 別紙第7 「家族安否状況表」 (第4章第1項関係)
- 別紙第8 「職員名簿」 (第4章第1項関係)
- 別紙第9 「役員等連絡先一覧表」 (第4章第1項関係)
- 別紙第10 「非常持ち出し一覧」 (第5章I第4項関係)
- 別紙第11 「帰宅困難者名簿」 (第5章I第5項関係)
- 別紙第12 「近傍医療機関連絡先一覧表」 (第5章I第6項関係)
- 別紙第13 「備蓄品一覧表」 (第5章II第3項関係)
  
- 資料第1 「納入業者連絡先一覧表」
- 資料第2 「近隣事業所及び協定施設連絡表」
- 資料第3 「関係公共団体連絡先一覧表」
- 資料第4 「関連企業連絡先一覧表」
- 資料第5 「生活品在庫一覧」
- 資料第6 「非常時献立表」
- 資料第7 「クロノロジー」
- 資料第8 「社内ライフライン状況」
- 資料第9 「社外ライフライン状況」
- 資料第10 「地域被災状況」
- 資料第11 「未出勤者名簿」
- 資料第12 「要救護者一覧表」
- 資料第13 「気象等状況」
- 資料第14 「来客状況一覧表」
  
- 別冊第1 「参集網図」 (第4章第1項関係)